

いちご一会とちぎ国体競技会における
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン

令和3(2021)年8月

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象競技	1
4	共通項目	1
5	役割分担	3
6	参加者において遵守すべき事項	4
7	競技会場において実施すべき事項	6
8	宿泊、輸送	8
9	各種会議、開始式等	10

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第 77 回国民体育大会（以下「いちご一会とちぎ国体」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町、市町実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改訂を行うものとする。

3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ国体の正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び競技別リハーサル大会に位置付けられた競技会を対象とする。

ただし、競技別リハーサル大会のうち、関東ブロック大会等として開催される競技会で別途実行委員会や競技団体等主催者が定めたガイドラインがある場合には、当該ガイドラインを適用する。

4 共通項目

(1) 感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、受付、控室など、各所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が

可能な環境を整える。

- ・会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。
- ・来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ マスク着用の徹底

会場では、マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 3密の回避

(ア) 密閉の回避

- ・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、可能な限り、窓の開放及び換気扇の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

(イ) 密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

- ・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はフェイスシールド等を着用する。

(I) ゾーニングの確保

- ・ID 所持者と観客の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やロープなどで、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。

(2) 参加・入場について

ア 会場地入り（来県日または競技会場へ来場する初日）の14日前の時点もしくはそれ以降に、次の事項が確認された場合、参加・来場しないこと及び入場できないことを事前に周知する。

(ア) 体調が良くない場合

（例：発熱（37.5℃以上）・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）

- (イ) 新型コロナウイルス感染症感染者との濃厚接触がある場合
 - (ウ) 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる場合
 - (I) 会場地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある場合
 - (オ) 会場地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- イ 全ての入場者に対し、入場時に、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(3) その他

- ア 全ての参加者に対し、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び栃木県の「栃木県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」の活用を促すため、事前登録の周知や会場に QR コードを掲示する。
- イ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

- ア 本ガイドラインの改訂
- イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。

(2) 市町実行委員会

- ア 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- イ 体調管理チェックシート又は健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」(以下「健康管理アプリ」という。)等により参加者(競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等)の体調把握を行う。
- ウ 提出された体調管理チェックシートは保管し、保管期間終了後(提出から1か月以上経過後)は廃棄する。

(3) 競技団体

- ア 体調管理チェックシート又は健康管理アプリにより参加者(競技役員、競技補助員)の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート(競技役員、競技補助員、選手団分)については取りまとめの上、市町実行委員

会へ提出する。

イ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。

(4) 選手団

ア 体調管理チェックシート又は健康管理アプリにより参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（様式1又は様式2）については取りまとめの上、競技団体へ提出する。

イ 本ガイドライン及び中央競技団体等が定めるガイドラインを遵守することにより、感染防止に努める。

6 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督（チームスタッフを含む）

ア 体調管理チェックシート（様式1）により、競技会参加日の14日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に競技団体へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式2）により、健康状態等を記録し、競技団体へ提出する。なお、代表受付を行う場合は、代表者が全員分の体調管理チェックシート（様式1又は様式2）の記載を確認した上で、体調管理チェックシート総括表（様式3）を添付して競技団体へ提出する。

なお、健康管理アプリの利用が認められている競技会については、体調管理チェックシートへの記録及び提出を健康管理アプリへの記録及び画面提示に代えることができる（観客を除く体調管理チェックシートの扱いに関し、以下同じ）。

イ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員

ア 体調管理チェックシート（様式1）により、競技会参加日の14日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に競技団体へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式2）により、健康状態等を記録し、競技団体へ提出する。競技団体の代表者は、全員分の体調管理チェックシート（様式1又は様式2）の記載を確認した上で、市町実行委員会へ提出する。

イ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア

ア 体調管理チェックシート（様式1）により、競技会参加日の14日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に市町実行委員会へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式2）により、健康状態等を記録し、市町実行委員会へ提出する。

イ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 報道員

ア 体調管理チェックシート（様式1）により、競技会参加日の14日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に市町実行委員会へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式2）により、健康状態等を記録し、市町実行委員会へ提出する。

イ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

ウ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

エ 取材人数は、出来る限り少なくする。

オ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(5) 視察員

ア 体調管理チェックシート（様式1）により、競技会参加日の14日前から健康状態等を記録し、競技会参加初日に市町実行委員会へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式2）により、健康状態等を記録し、市町実行委員会へ提出する。

イ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(6) 会場設営・売店事業者等

ア 体調管理チェックシート（様式1）により、競技会場で業務に従事する日の14日前から健康状態等を記録し、業務に従事する初日に市町実行委員会へ提出する。また、期間中は毎日、体調管理チェックシート（様式2）により、健康状態等を記録し、市町実行委員会へ提出する。

イ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) 観客

ア 氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力する。

イ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

(ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

(イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ウ) ハイタッチ、肩組み

(I) タオル・フラッグ等を振り回す

オ 市町実行委員会から体調管理チェックシートの記入、提出の要請があった場合は協力する。

(8) その他

ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。

イ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

ウ 競技会場内では、市町実行委員会等の案内及び指示に従う。

エ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、体調管理チェックシートにより健康状態等を確認する。

7 競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

イ 身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後

に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ トイレ内の不特定多数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。

ウ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する又は別室を用意する等の措置を講じる。

ウ 不特定多数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

エ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

(5) 観客席

ア 屋内競技では収容定員の50%以内とする。

イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。

ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。

エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

オ 選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と分けし、極力離れた場所とする。

カ 観客席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。

(6) 取材エリア

ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。

イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか、オンラインでの実施等も検討する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

イ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレー

- を介して行う。
- ウ 参加者が距離をにおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置等を行う。
- エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。対面での飲食は避けるとともに、食事中的会話は自粛する。設置する備品（テーブル・いす等）はこまめに消毒する。
- オ これらア～エの感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止する。

8 宿泊、輸送

(1) 宿泊

- ア 県実行委員会及び市町実行委員会が実施（合同配宿業務）
- (ア) 宿泊施設に対し、最新の業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。
- (イ) 宿泊者に対し、下記「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。
- イ 市町実行委員会が実施（合同配宿業務の対象とならない競技等）
- 宿泊者に対し、下記「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

- ① 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・ 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
 - ・ マスクを着用する。
 - ・ 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
 - ・ 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
 - ・ 宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。
- ② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース
 - ・ フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
 - ・ ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して三密を避ける。

③ 客室

- ・同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- ・定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
- ・トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

④ 食事会場

- ・会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- ・宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- ・食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等

- ・浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との対人距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

市町実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー協会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、下記「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・マスクを着用する。
- ・飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
- ・乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

- ・乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。

- ・通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

- ・できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
- ・往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

9 各種会議、開始式等

(1) 監督会議等

ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の要否やオンラインでの実施など実施方法について検討する。

イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等を見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じる。

イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

別添資料2

日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018 実施状況の検証・評価

【3方針】
誰も、誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出
多様・スポーツ享受の多様化の促進
連携・スポーツを核とした連携・協働の促進

【進捗評価基準】

S:当初の計画を超える進展がある。
A:当初の計画に沿って概ね順調に進展している。
B:当初の計画より遅れている。
C:当初の計画より大幅に遅れており、目標の変更を検討する必要がある。
D:未着手である。
完:作業完了

【2022年度の目標に対する達成度評価基準】

5:はるかに上:5:はるかに上回っている(120%以上)
4:達成して:4:達成している(100%以上120%未満)
3:やや下回:3:やや下回っている(80%以上100%未満)
2:下回って:2:下回っている(60%以上80%未満)
1:かなり下回:1:かなり下回っている(60%未満)
-:未着手の-:未着手のため評価なし

注:新型コロナウイルスの影響により今後の評価を保留する

No.	大	中	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会	2018年度の取組・達成状況・課題	2019年度の取組・達成状況・課題	2020年度の取組・達成状況・課題	2021年度の取組・達成状況・課題	進捗評価														
											2022年度以降の取組予定						達成度評価								
											2018年	2019年	2020年	2021年	2018年	2019年	2020年	2021年	2018年	2019年	2020年	2021年			
1			①国民体育大会(以下「国体」という。)に関連する諸事業を通じて、「21世紀の国体版～国体ムーブメントの推進～」で示した「21世紀の国体の目指す方向性(コンセプト)」について、多くの人々の理解と賛同が得られる運動として「国体ムーブメント」を積極的に展開する。	誰も	継続	国民体育大会委員会	・実施規模等検討ワーキンググループ等を通じ、実施競技団体等と協力して「国体ムーブメント」を展開しているが、開催県との連携は今後の課題である。	・第4期実施競技(2027～2030年に開催される大会の実施競技)選定ワーキンググループ等にて、国体の目指す方向性等、国体ムーブメントの施策を確認した。	・第4期実施競技(2027～2030年に開催される大会の実施競技)を選定し、国体の目指す方向性等、国体ムーブメントの施策を示すこととしていたが、新型コロナウイルス感染症に係る各種対応のため、第4期実施競技選定1年の遅れが生じたため、次年度に引き継ぎ対応する。	・第4期実施競技(2028～2031年に開催される大会の実施競技)の選定結果を踏まえ検討する。 ・第4期実施競技選定と併せて、中央競技団体に対する取組状況を調査・集計し、引き続き、中央競技団体に対し、国体会場となる施設の有効利用について、協力を依頼する。	→同左	B	B	B	A	-	-	2	3	3	3	3	3		
2			②中央競技団体と連携して、国体開催地において、国体開催前後に各競技の全国規模の大会を開催する等、開催県等の実情に応じた取組を推進し、国体会場となる施設の有効利用を目指す。	-	継続	国民体育大会委員会		・中央競技団体に対して取組状況の調査には至らなかった。 ・競技運営部において、中央競技団体に対し、国体会場となる施設の有効利用について、協力を依頼した。	・第4期実施競技選定と併せて、中央競技団体に対する取組状況を調査・集計し、引き続き、中央競技団体に対し、国体会場となる施設の有効利用について、協力を依頼することとしていたが、新型コロナウイルス感染症に係る各種対応のため、第4期実施競技選定1年の遅れが生じたため、次年度に引き継ぎ対応する。	・第4期実施競技選定と併せて、加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化策について情報を収集するとともに、具体的な支援策を検討することとし、年度内の実施には至らなかった。	→同左	B	B	B	B	-	-	1	1	1	1	1	1		
3			③加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化を通じて、広く社会に貢献できる人材が育成されるよう支援する。	-	継続	国民体育大会委員会		・加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化策について、情報収集の方法等を検討したが、実施には至らなかった。	・加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化策について情報を収集するとともに、具体的な支援策を検討することとし、年度内の実施には至らなかった。	・第4期実施競技選定と併せて、加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化策について情報を収集するとともに、具体的な支援策を検討することとしていたが、新型コロナウイルス感染症に係る各種対応のため、第4期実施競技選定1年の遅れが生じたため、次年度に引き継ぎ対応する。	→同左	C	C	C	B	-	-	1	1	1	1	1	1		
4			競技会の充実・活性化を図るため、少年種別(ジュニア世代)の充実、女子種別の充実、選手責任監督の解消、各競技参加人数の適正化、参加人数の適正化の観点から、各競技会の実施規模(参加人数等)について検討し、実施規模等の適正化を図る。	誰も	継続	国民体育大会委員会 女性スポーツ委員会	・実施規模等検討ワーキンググループにて、中央競技団体に意向調査を実施するなど、実施規模等の適正化を図るため実態把握を行い、課題のある競技団体と個別の調整を行っている。 ・大会の認知度調査を行った。	・実施規模等検討ワーキンググループでの検討課題において、第4期実施競技選定ワーキンググループで取り組んでいる。	・第4期実施競技(2027～2030年に開催される大会の実施競技)の選定により、実施規模の適正化を図ることとしていたが、新型コロナウイルス感染症に係る各種対応のため、第4期実施競技選定1年の遅れが生じたため、次年度に引き継ぎ対応する。	・第4期実施競技(2027～2030年に開催される大会の実施競技)の選定により、実施規模の適正化を図る。	→同左	A	A	A	A	-	-	2	2	3	3	3	3		
5			①スポーツ基本法の改正に準じた大会名称変更(本会案:国民スポーツ大会)への対応に伴い、大会の認知度が90%となるよう周知を図る。	誰も	継続	国民体育大会委員会	・スポーツ基本法の改正に基づき新たな大会名称が決定した際は、当協会各種広報物等で周知しているが、開催県と連携するなど認知度向上に取り組んだ。 ・大会の認知度調査を行った。	・当協会各種広報物等で大会を周知するとともに、開催県と連携し、記者発表を実施するなど認知度向上に取り組んだ。	・国民体育大会委員会 ・本大会開催前に有名アスリート等が出席する大会記者発表を開催し、大会のPRを行った。 ・「国民専用ウェブサイト(国体fan)および国体ファンページの情報を充実させ、大会のPRを図った。 【ブランド戦略委員会】 ・SNSを活用した国体のPRを、前年度に引き続き行うこととしていたが、当協会SNS開設を受け、2019年度以降に当該アカウントからPRしていくこととした。 ・国体fanの既存コンテンツの刷新やアイコンを整理することにより、より必要な情報を入手しやすいページに改善した。	・国民体育大会委員会 ・本大会開催前に有名アスリート等が出席する大会記者発表を開催し、大会のPRを行った。 【ブランド戦略委員会】 ・SNS(FB、Twitter)を活用し、大会情報の拡散を図る。 ・放株権の活用を行う。 【財務委員会/ブランド戦略委員会】 ・JSPOTVにて第78回冬季国体におけるインターネット配信を実施した。	【国民体育大会委員会】 ・6月に本大会中止を決定した。 【ブランド戦略委員会】 ・JSPOTVにて第78回冬季国体におけるインターネット配信を実施した。	【国民体育大会委員会】 ・当協会各種広報物等で大会名称の変更を周知するとともに、開催県と連携して認知度向上に取り組む。 ・本大会開催前に有名アスリート等が出席する大会記者発表を開催し、大会のPRを行う。 【財務委員会/ブランド戦略委員会】 ・放株権の活用を行う。 ・選手団ユニフォームへのユニフォーム協賛導入を目指し、ユニフォーム規定対応の対応を検討する。	【国民体育大会委員会】 →同左	B	B	B	B	-	B	1	2	2	2	2	2
6			②SNS等を活用した積極的な情報発信、トピックス等によるPRイベントの開催を検討する等、広報活動の一層の充実を図ることにより、大会ブランド価値の向上を目指す。	-	継続	国民体育大会委員会 ブランド戦略委員会	【国民体育大会委員会】 ・本大会開催前に有名アスリート等が出席する大会記者発表を開催し、大会のPRを行った。 【ブランド戦略委員会】 ・SNSを活用した国体のPRを、前年度に引き続き行うこととしていたが、当協会SNS開設を受け、2019年度以降に当該アカウントからPRしていくこととした。 ・国体fanの既存コンテンツの刷新やアイコンを整理することにより、より必要な情報を入手しやすいページに改善した。	【国民体育大会委員会】 ・本大会開催前に有名アスリート等が出席する大会記者発表を開催し、大会のPRを行った。 【ブランド戦略委員会】 ・SNS(FB、Twitter)を活用し、大会情報の拡散を図る。 【財務委員会/ブランド戦略委員会】 ・JSPOTVにて第78回冬季国体におけるインターネット配信を実施した。	【国民体育大会委員会】 ・6月に本大会中止を決定した。 【ブランド戦略委員会】 ・JSPOTVにて第78回冬季国体におけるインターネット配信を実施した。	【国民体育大会委員会】 ・当協会各種広報物等で大会名称の変更を周知するとともに、開催県と連携して認知度向上に取り組む。 ・本大会開催前に有名アスリート等が出席する大会記者発表を開催し、大会のPRを行う。 【財務委員会/ブランド戦略委員会】 ・放株権の活用を行う。 ・選手団ユニフォームへのユニフォーム協賛導入を目指し、ユニフォーム規定対応の対応を検討する。	【国民体育大会委員会】 →同左	A	A	S	A	-	B	1	1	2	3	3	3		
7			③国体協賛制度の充実、放映権の有効活用等、マーケティング活動を積極的に展開することにより、協賛収入等が2017年度比増となることを目指す。	連携	継続	国民体育大会委員会 財務委員会 ブランド戦略委員会	【国民体育大会委員会】 ・放映権の活用について検討し、現行の放映権の課題を整理した。 【財務委員会/ブランド戦略委員会】 ・国体に対する協賛が増えるよう、現行制度における協賛メリットの検討やスポンサー獲得・継続のため働きかけを行った結果、期中に+αとして1社と次年度国体協賛新規契約を取り交わすことに加え、事業ブランド価値向上を目的に、国体インターネット配信に関心を持つ事業者と開催県を交え具体的な展開に向けた協議を行った。	【国民体育大会委員会】 ・現行の放映権の在り方を見直し、新たに放映権の活用を行った。 【財務委員会/ブランド戦略委員会】 ・放映権の整理、インターネット配信の活用を図り、国体の高価値化を進めるとともに、都道府県、市町村の権利を整理し、協賛メリットが意識出来る制度を整える。協賛社については、2017年度の5社から、2社増の「社+開催県」を集めた10社を併せ17社となり大幅増となった。	【国民体育大会委員会】 ・現行の放映権の在り方を見直し、新たに放映権の活用を行った。 【財務委員会/ブランド戦略委員会】 ・放映権の整理、インターネット配信の活用を図り、国体の高価値化を進めるとともに、都道府県、市町村の権利を整理し、協賛メリットが意識出来る制度を整える。協賛社については、2017年度の5社から、2社増の「社+開催県」を集めた10社を併せ17社となり大幅増となった。	【国民体育大会委員会】 ・冬季大会では、全競技団体チャンネルでの放送を行うなど、放映権の活用を行う。 【財務委員会/ブランド戦略委員会】 ・認知度、ブランド価値の向上を図ること、協賛社に対するロイヤリティを高め、既存協賛社の継続もともにより新規の協賛社を増やし協賛収入等を前年度比増とする。	【国民体育大会委員会】 →同左	B	B	A	A	-	A	1	2	3	4	4	4		
8			④ユニフォーム規程を改定し、ユニフォーム協賛を導入することにより、都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体協」という。)等関係機関・団体における財源確保に貢献する。	連携	継続	国民体育大会委員会 財務委員会	【国民体育大会委員会】 ・ユニフォーム協賛の導入に向け、ユニフォーム規程の改定に向けた協議を当協会内で行ったが、国体協賛制度との調整において課題が残っている。 【財務委員会】 ・現在の協賛制度と照らし合わせユニフォーム協賛について国体委員会にて検討する。	【国民体育大会委員会】 ・ユニフォーム協賛の導入に当たっての課題の整理を行ったが、改定するまでには至らなかった。	【国民体育大会委員会】 ・ユニフォーム協賛の導入に当たっての課題の整理を行ったが、改定するまでには至らなかった。	【国民体育大会委員会】 ・ユニフォーム協賛の導入に当たっての課題の整理を行ったが、改定するまでには至らなかった。	【国民体育大会委員会】 →同左	B	C	C	C	-	B	1	1	1	1	1	1		
9			①日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)に対し「競技会開催支援事業」および「スポーツ施設等整備事業」の各助成事業の継続実施および拡充に向けた要請を行う等、開催県の経費負担軽減に取り組む。	-	継続	国民体育大会委員会	・JSCに対して、toto助成事業の充実・拡充について、個別の案件についての要請は行ったが、助成制度の改定には至らなかった。	・JSCに対してtoto助成事業の充実・拡充の要請を行ったが、開催県の経費負担軽減には至らなかった。	・引き続き、JSCに対しtoto助成事業の拡充の要請を行うとともに、中央競技団体と連携し、開催県の経費負担軽減につながる方策を協議することとしていたが、新型コロナウイルス感染症に係る各種対応のため、協議に至らなかった。	・引き続き、JSCに対しtoto助成事業の拡充の要請を行うとともに、中央競技団体と連携し、開催県の経費負担軽減につながる方策を協議する。 ・開催3年前までの開催地決定を目指すとともに、中央競技団体と連携し、WGIにおいて検討した方策を実施する。	【国民体育大会委員会】 →同左	B	C	C	C	-	-	1	1	1	1	1	-		
10			②冬季競技会を開催可能な施設を有している都道府県の協力を得て、開催県のローテーション化の確立を図る等、安定的な開催(開催3年前までに開催依頼、3年前までに開催地が決定する状態)に向けて取り組む。	-	継続	国民体育大会委員会	・第77回以降の冬季大会開催地について、スケート/アイスホッケー競技会の開催地が決定したが、スキー競技会および第78回以降の開催地については、決定に至っていない。	・引き続き、開催可能な都道府県と調整し、第77回大会までの開催地は決定したが、第78回冬季大会の開催要請には至らなかった。	・開催3年前までの開催地決定を目指すとともに、中央競技団体と連携したが、第78回冬季大会スケート/アイスホッケー競技会について開催要請には至っていない。	・引き続き、JSCに対しtoto助成事業の拡充の要請を行うとともに、中央競技団体と連携し、開催県の経費負担軽減につながる方策を協議する。 ・開催3年前までの開催地決定を目指すとともに、中央競技団体と連携し、WGIにおいて検討した方策を実施する。	【国民体育大会委員会】 →同左	B	C	B	C	C	B	1	1	2	2	2	2		

No.	大	中	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会	2018年度の取組・達成状況・課題	2019年度の取組・達成状況・課題	2020年度の取組・達成状況・課題	2021年度の取組・達成状況・課題	2022年度以降の取組予定	進捗評価						達成度評価									
												2018年		2019年		2020年		2021年		2018年		2019年		2020年		2021年	
												上期	下期														
111			④中央競技団体、国立スポーツ科学センター(以下「JISS」という。)およびスポーツ安全協会等と連携し、スポーツ現場における外傷・障害の発生状況に関する実態調査を行い、競技種目別の予防プログラムの作成や、効果検証、情報提供等を継続的に行う。	連携	継続	国民体育大会委員会 ・スポーツ医・科学委員会	【国民体育大会委員会】 ・国体傷害補償制度を通じて、傷害発生の実態を把握した。 【スポーツ医・科学委員会】 ・スポーツ現場における事故事例とそれ以外の統計データの統合や、他競技を対象とする外傷・障害予防プログラムの作成に向けた議論を開始した。	【国民体育大会委員会】 国体傷害補償制度を通じて、傷害発生の実態を把握した。 【スポーツ医・科学委員会】 ・スポーツ安全協会等と連携し、スポーツ現場における事故事例とそれ以外の統計データの統合や、他競技を対象とする外傷・障害予防プログラムの作成をプロジェクト研究の設置に向けた議論を行い、2020年度から実施することを決定した。	【国民体育大会委員会】 ・向左 【スポーツ医・科学委員会】 ・スポーツ現場における事故事例に基づくスポーツ外傷統計データの作成や、競技種目別の外傷・障害予防プログラムの作成に関する研究プロジェクトを設置し、データ収集等本格的推進に向けた議論を開始した。			B	B	B	B	B	B			1	2	2	2	2	2		
116			本会が保有し、事業毎(公認スポーツ指導者、スポーツ少年団、競技者エントリー履歴)に分けて管理している情報を一元化し、本会のステークホルダーに関する情報を統合するとともに、これらの情報を情報システムの利用者等との間で双方向管理できる環境を整え、情報の精度が高く使いやすいシステムの構築を目指す。	連携	継続	国民体育大会委員会 ・日本スポーツ少年団 ・日本スポーツマスターズ委員会 ・指導者育成委員会 ・ブランド戦略委員会	【国民体育大会委員会】 ・今後の情報システムの一元化を見据えて、国体参加申込システムの改修に取り組んだ。 【ブランド戦略委員会】 ・2018年度に行った条件定義を踏まえ、SHDBと関連したシステム少年団登録システムの構築に着手し、以下システムの構築に着手した。 ・各事業の情報を統合したDB(SHDB)構築(2019年11月完成予定) ・国体参加申込システムの改修作業(2019年11月完成予定) ・システム統合を見据えての少年団登録システムの要件定義(2019年3月完了) 【指導者育成委員会】 ・システムの構築に向け関連部署との協議を行った。	【国民体育大会委員会】 ・向左 【ブランド戦略委員会】 ・2018年度に行った条件定義を踏まえ、SHDBと関連したシステム少年団登録システムの構築に着手した。2020年度登録に合わせて稼働予定。 【指導者育成委員会】 ・システムの構築に向け関連部署との協議を行った。 【スポーツ少年団】 ・システムの統合を前提として、新たな登録規程に合わせたシステムの構築を進めている。	【国民体育大会委員会】 ・改修後のシステム(新システム)を安定的に運用させつつ、軽微な改修を行った。 【ブランド戦略委員会】 ・着手済のシステムに加え、さらに1事業以上のシステム構築を検討することとしていたが、コロナ禍により実行できなかった。 ・SHDBを活用したスポーツの価値向上、JSPDブランドの向上策を検討した。 【指導者育成委員会】 ・指導者管理システムは、使いやすいシステムの構築等を目指し、例年通り改修を実施した。 【スポーツ少年団】 2020年度から、新たな登録システムを稼働し、登録料の支払い方法(これまでの口座振り込みに加え、クレジットカード、コンビニエンスストア支払い)の充実を図ると、IC技術の普及に關した利用環境の充実も努めた。一方、登録者情報の入力・管理等における不具合も生じていることから、都道府県スポーツ少年団に対する意見聴取等を行い、当該意見を踏まえシステムを改修した。	【国民体育大会委員会】 ・国体参加申込システムを安定的に稼働させるとともに、随時改修を行いユーザーにとって使いやすいシステムの構築を目指す。 【指導者育成委員会】 ・前年度までの取組状況を踏まえて内容の改善・充実を図る。 【ブランド戦略委員会】 ・前年度からの取組を充実・拡大させる。	S	S	A	A	B	A			2	2	3	3	3	3			
162			②JADA、日本スポーツ仲裁機構等との連携を促進することにより、スポーツインテグリティを守り、高める機運を一層醸成し、フェアプレー精神の浸透を図る。	連携	新規	アンチドーピング委員会 国民体育大会委員会 ・スポーツ医・科学委員会	【国民体育大会委員会】 ・JADA、日本スポーツ仲裁機構と連携し、加盟団体に対して、アンチドーピングおよびスポーツ仲裁に関する情報提供を行った。 【アンチドーピング委員会】 ・まずは委員会内で、国内外におけるアンチドーピング活動について、検証的な意見交換と情報共有を図った。	【国民体育大会委員会】 ・日本スポーツフェアネス推進機構、JADA、日本スポーツ仲裁機構と連携し、加盟団体に対して、アンチドーピングおよびスポーツ仲裁に関する情報提供を行った。 【アンチドーピング委員会】 ・国内外の動向と、団体の現状を分析しながら、今後のJSPD内におけるアンチドーピング政策を検討するため、3月に委員会を開催した。令和元年11月に発足したアンチドーピングの新組織「日本スポーツフェアネス推進機構」の活動状況を把握するとともに、日本アンチドーピング規程2021年版の案文等について検討・協議を行った。 【スポーツ医・科学委員会】 ・ドーピング検査の対象となる選手はもちろんのこと、指導者、ドクター、ドーピング検査の対象とならない一般競技者に対してもアンチドーピングに関する教育・啓発活動を行った。	【国民体育大会委員会】 ・日本スポーツフェアネス推進機構、日本アンチドーピング機構と連携し、ドーピング検査を実施するとともに、都道府県体育・スポーツ協会対象の研修会等を通じて、情報提供・啓発を行った。 【アンチドーピング委員会】 ・国内外の動向と、団体の現状を分析しながら、今後のJSPD内におけるアンチドーピング政策を検討するため、9月に委員会を開催した。令和元年11月に発足したアンチドーピングの新組織「日本スポーツフェアネス推進機構」の活動状況を把握するとともに、日本アンチドーピング規程2021年版の案文等について検討・協議を行った。 【スポーツ医・科学委員会】 ・ドーピング検査の対象となる選手はもちろんのこと、指導者、ドクター、ドーピング検査の対象とならない一般競技者に対してもアンチドーピングに関する教育・啓発活動を行った。	【国民体育大会委員会】 ・日本スポーツフェアネス推進機構、日本アンチドーピング機構と連携し、ドーピング検査を実施するとともに、参加者への啓発を図る。 【スポーツ少年団】 ・前年度からの取組を充実・拡大させる。 【地域スポーツクラブ育成委員会】 ・前年度からの取組を充実・拡大させる。 ・登録制度の前段階、登録クラブにおいて武運に取組んでいるクラブ数等について調査を行う。 【加盟団体審査委員会・スポーツ医・科学委員会】 ・向左	A	A	A	A	A	A			1	1	1	2	2	3			